

## 小牧市東部まちづくり審議会条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、小牧市東部まちづくり審議会の設置及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第 2 条 東部地域（都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 18 条の 2 第 1 項の規定により定めた都市計画に関する基本的な方針において設定した地域区分のうち東部地域をいう。以下同じ。）のまちづくりに関する計画の策定及び推進に関する事項を調査審議するため、小牧市東部まちづくり審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市の区域内の公共的団体に属する者
- (3) 東部地域の区域内の住民の代表者
- (4) 東部地域の区域内に在住し、在勤し、又は在学する者で、東部地域のまちづくりに関心のあるもの
- (5) その他市長が必要と認める者

2 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第 5 条 審議会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができ

ない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、都市政策部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年小牧市条例第15号）の一部を次のように改正する。

別表都市景観審議会委員の項の次に次のように加える。

|              |           |
|--------------|-----------|
| 東部まちづくり審議会委員 | 日額 7,700円 |
|--------------|-----------|